

県南広域振興局長告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年8月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人一秀会	宮城県栗原市金成末野 台下31番地1	デイサービス シエ スター関	一関市大新町13番地	一関市中里字新川原 190番地13	平成20年3月 15日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
社会福祉法人室 根孝養会	一関市室根町折壁字八 幡沖119番地	孝養ハイツホームへ ルパーステーション	一関市室根町折壁字 八幡沖119番地	一関市室根町折壁字 向山67番地3	平成19年1月 15日